

3 庁舎建設候補地の抽出

(1) 抽出条件の設定

- 前提条件** 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定
- 第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- ② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- ③ 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

- 抽出条件**
- 前提条件を基礎として、次の2点を抽出の条件とすることとします。
- ◇ 相当程度の市有地があること
 - ◇ 将来にわたり市の都市核となり得る場所であること

(2) 候補地の抽出

(1) で設定した条件から、次の候補地（エリア）を抽出しました。

- ① 現庁舎敷地
- ② 駅北公有地エリア
- ③ 公会堂・文化福社会館敷地
- ④ 市営中央町駐車場エリア